

## 第二章 揺籃の日高

### 一 先住の民

遙かなる昔、眼前に大海原を望み、背後に日高連山を背負う日高の全域にわたり、海沿いの小高い丘の上に住居を作り、生活を支えるため、或る日は河海に魚介を漁どり、或る日は山野に鳥獣を猟した先住の民が分布していた。

今日、これらの地点は土の下となり畑と変つてゐるが、偶然のことからこれら先住の民の面影を偲ぶ遺跡が発見され、彼等の使用した各種の器物が数多く発掘されている。これらの遺跡は、おおむね生活に絶対必要な飲料水と食料のえやすい場所である。森林や河海から余り遠くない、日当りがよく、水はけのよい高台に発見されるから彼等の生活舞台はほぼ台地であつたことがわかる。

こうして見ると、人間の知能の低かつた時代は、やはり自然の支配力に順応しながら自然環境を利用するという程度を出なかつたようである。

こうした出土品によって古い過去の人間の歴史と生活と文化を知り、これらの使用器具に触れることによって人間のぬくもりが泌み泌みと感じられるのである。そして私達はこれらの文化遺産を通して、私達人間の祖先を語ることを心から嬉しく思い、更に、先住の民が我々のすぐ近くに生活していた事実を知つて親しみの情を覚えてならない。

さて、日高に始めて住みついた先住の民はどんな人達で、何時頃どの方面から渡つて来たのだろうか、それは悠久な昔のことであるが、かなことはわからない。

しかし本道文化の伝播から推論して、日高には次の経路をたどつて来たものであることが考えられる。即ち太平洋岸の十勝・釧路方面から襟裳岬を経由して来たと思われ、また石狩湾から苫小牧に至る石狩低地帯を通じて日高の西方から来たものとも考えられる。さらに道南胆振を通じて日高西方より来たものかも知れないし、直接本州から日本海流にのつて漂着したのかもわからない。渚に打寄せる波涛は、悠久な年月にわたつてその運動を続け、そしてそれは氷劫に絶えるものではない。民族移動の大潮流の影響をうけて、さまざまな系統の民族の移住も、幾十回、幾百回と、長い年月にわたつて徐々に行われ、生活に便利な土地を求めて、こ

の地に土着したに違ひないのである。

ともあれ、遺物、口碑、伝説、伝承などを通してだけでは信憑性はうすいが、知る限りにおいては、日高の先住の民としてアイヌの実在は誰しも否定しえない事実である。

例えば、日高は彼等に不可欠で極めて重要な食資源の一つであるシカの群が多く集まつた地域であることによつてもうなづけるし、また本道はもちろんのこと日高の自然を舞台として、そこに生活をくりひろげた彼等によつて地名が附されたことが何よりもそれを物語っている。

本道の地名約一万はアイヌの命名で、十中八九は現存しそのまま踏襲しているのでアイヌ語で解釈される。しかも地形・気候・産物など自然とは密接不離の關係をもつて付けたから、地名を通してその地域の地理的状況を想像することができるし、またアイヌがその地にもつた生活感情を知ることでもある。彼等は虚詞、空文を以てするようなどことは殆んどなかった。

なお、アイヌ語の地名は川に多く、和人はこの川の名をとつて村や町の名とし、或は国、郡の名にしている。管内には牧場にとまない程先住の民の遺跡が分布しているが、その極く一部を列挙しておく。

えりも町 東歌別(四つ谷崎)台地、ナンブヶ岬台地、油駒のチャシ、トマベツ東台地、エリモ岬周辺

様似町 キリシタナイ台地、塩釜台地、観音山下台地、冬島台地

浦河町 測候所台地、萩伏台地、共栄台地、幌島台地、西舎小学校台地、ウトマ沢高見台地

三石町 シヨップ台地、三石川中流幌毛台地(バツタ野)

静内町 駒場具塚、中野台地、西川台地、シベチャリのチャシ

新冠町 緑丘台地、新栄遺跡、節婦台地、大狩部台地、永川神社台地

日高町 三岩地区遺跡、富岡地区遺跡、千栄地区遺跡

## 二、場所

### 1 概況

前松前藩管領時代(自一五九〇至一七九八)  
自天正一八至寛政一〇

天正十八年、豊臣秀吉は松前藩祖武田信広五代の孫蛸崎慶広を大名に列し、蝦夷島主を命じた。これから安東氏の支配を脱して独立し松前福山に居城を構えて全島に君臨した。

慶長四年（一五九九）、慶広は大阪において徳川家康に謁見したが、この時蛸崎の姓を松前と改め場所制度を定めた。彼は東は亀田、西は熊石を境として和人の居住地と定め、その他は蝦夷地とした。日高は東蝦夷と言われ、さらに沿岸の漁場は松前藩の知行地として家臣に割当てた。

この頃から近江商人が松前に往来し、松前藩の創業は開始された。藩政創業期には日高の地にも和人の来住がはげしかった。場所というのは蝦夷地の海岸（漁場）とそこに住む人達を総称して言うのであって、松前藩では高禄の藩士に対し各地の海岸を分割して給与し、そこからえた収入をもって藩士の生活の基礎としたものである。これは蝦夷の地は米作がないため、石高制を以て家臣に給与を定めることができなかったためである。藩士はやがて場所交易の独占権を商人に委託したが、この商人がすなわち場所請負人である。請負人は場所を借りて生産に当り、藩士に対しては運上金（借料）と称する貢納金を支払ったのである。

ともあれ、場所制度は長年月にわたり蝦夷地の経営・産業・政治・交通・政治・社会・上の計画として特筆すべきものであった。日高漁業の起原は何時であるかはこれを知ることができないが、始めて昆布を輸出したのは今から三百年前の寛文年間であると言われているから、その頃に遡るようである。

当時の日高国の場所は沙流・新冠・染退（二ヶ所に分ける）・静内・三石・浦河・油駒の七ヶ所ですべて松前藩の給地である。このうち染退の二場所は鹿猟の減少に伴い「アイヌ」などが入会してついに一場所となった。寛政年間における各場所の持主と請負人、運上金は次の通りである。

| 場所 | 支配主           | 請負人    | 運上金         | 産物           |
|----|---------------|--------|-------------|--------------|
| 沙流 | 小林嘉門          | 阿部屋伝七  | 百十両         | 昆布・煎海岸、鱈、椎茸等 |
| 新冠 | 工藤平右衛門        | 全      | 四十両         | 昆布、煎海岸、鱈、椎茸等 |
| 染退 | 蛸崎久吾<br>太田伊兵衛 | 全<br>全 | 二十二両<br>十八両 | 昆布、煎海岸等      |
| 静内 | 新井田伊織         | 全      | 百両          | 練、昆布、煎海岸等    |
| 三石 | 杉村多内          | 全      | 百四十両        | 昆布、鱈、鮎等      |
| 浦河 | 北川重次郎         | 阿部屋金兵衛 | 百五十両        | 昆布、鱈、鮎等      |
| 油駒 | 蛸崎蔵人          | 浜屋久七   | 二百両         | 昆布、海羅等       |

右は東夷周覽、東夷窃々夜話等による。諸書の記する所多少異同がある。請負人は寛政三年東蝦夷道中記による。

（附記）寛政以前の北海道各地請負人の年季、運上、冥加の制およびその人名は旧記によってその一部分を知るのみで詳かでない。

当時の「アイヌ」は春の海辺に出て鱈、鮎を釣りまた山野を歩いては椎茸を採る。夏は昆布を刈り、海岸を曳き、秋は家に帰ってその附近の川で食糧に供する鮭を捕え、或は出稼してこれを漁し、余分があれば荷物として輸出し、冬は家に在って漁船漁網をつくり、樺縄を編み、時に猟に従事した。女は「アツシ」を織ったり「キナ」を編んだ。そして春夏の漁業の余暇には粟・稗を作り、或は山野の草を採集して食料にあてた。鹿は旧来一産物であったがこの頃減少して産出しない。

昆布は寛文年間より採取輸出（既述）漸次その産出を増し、時に盛衰はあったが常に日高の名産であった。

練は寛政の頃、すでに静内場所産し、次いで三石においても漁獲したが、その後は全く衰え、明治十八年の外は絶えて群来したことはなかった。

前幕府直轄時代（自一七九九 至一八二〇）

維新前件別、北海道累年譜 第五輯の場所請負について見ると、寛政十一年己未正月十六日、幕府が原住民の撫恤教化、北方警備を主眼とし、広大な蝦夷地を松前藩とき小藩に託しておくべきでないとして、東蝦夷地の内浦河以東を直轄する時代を迎えると、東蝦夷各場所請負人は廃止して官營（直捌き）となり、そして運上屋（場所の事務所）を会所と改めて各地に建てて事務を執らせて

いる。しかしながら文化九年（一八二二）壬申九月七日には、明年より東蝦夷地の直捌制度を廢止することになり、それに伴い各場所請負に対する入札を松前において行っている。

こうして翌文化十年癸酉には東蝦夷地の各場所は直捌を止めて皆請負となったが、場所運上屋は直捌の時の称呼によって会所といったことなどがわかる。たいていの漁村は会所のあった所である。

日高の漁業は文化年間に大いに進歩し、その後漸次漁場を増し、安政以後は一層産額を増した。

なお当該時代の行政について同書第四輯ならび北海道殖民状況報文に誌すところを左に摘録する。

| 維新前件名別北海道累年譜第四輯抜                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 北海道殖民状況報文抜                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>寛政十一年己未（二七九九）</p> <p>一月十六日幕府蝦夷松前領主松前章広の所管中、東蝦夷並島嶼を七ヶ年俵りに直轄とし、松平信濃守忠明外四名を蝦夷地取締御用掛となし事に当らしめ、老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周をして統監せしむ。</p> <p>享和二年壬戌（一八〇二）</p> <p>七月二十四日箱館附近及、東蝦夷地の仮支配を改めて永久幕府に直轄せしむ。</p> <p>（註）是年五月十三日、蝦夷奉行を箱館奉行と改め政庁を箱館に置き東蝦夷地はこれに所属した。</p> <p>文化四年丁卯（一八〇七）</p> <p>三月二十五日幕府松前藩主章広を陸奥梁川に転封し東西蝦夷地全部を幕府の直轄とす。</p> <p>（註）是年十月箱館奉行を松前奉行と改め治所を福山に移す。</p> <p>吟味役箱館に在勤し箱館地方及東蝦夷地を掌る。</p> | <p>寛政十一年正月</p> <p>幕府松前藩二命ジケ浦河以東ノ地ヲ上ラシメ、同八月更ニ箱館以東ヲ収メテ之ヲ直轄シ様似猿留山道ヲ開キ様似ニ等澗院ヲ建テ請負人ヲ罷メテ手ツカラ漁業ヲ営ミ染退静内ニ場所ヲ合シテ静内場所トナシ油駒場所ヲ分テ様似幌泉ニ場所トナシ「アイヌ」ヲ撫恤シ産業ヲ奨励ス。</p> <p>文化四年露国船、挾提・利尻ニ冠スルヤ南部藩ヲシテ兵ヲ出シテ浦河ニ屯セシム</p> |

このように文化四年になると、前年ロシアの来寇を見たので、幕府はロシアとの関係を憂慮し、さらに西蝦夷地も合せ蝦夷地全部を管轄することになり、十月には箱館奉行は松前奉行に改められた。

また、この年ロシア船の挾提・利尻に寇したので南部藩兵三百人が浦河に駐在して警衛に当たっている。

こうして幕府直轄時代は文政三年におよんだ。

さて文化五、六年に調査したところの各場所の概況は左の通りである。

#### 沙流場所

沙流川筋 船ヲ以テ旅客ヲ渡ス。鮭ノ溯上スルコト少シ川筋ノ「アイヌ」ハ沙流太十五戸、平賀二十五戸、紫雲古津六戸、チエッポッナイ十戸、荷葉二十五戸、平取十七戸、二風谷十一戸、ピバウシ十戸、カンカン二戸、ペナコリ十三戸、モビラ八戸、ポロケスオマブ七戸、幌去七戸、イケウレイ六戸トス。又沙流川支流ヌカピラ川筋シケレベ五戸、貫気別八戸アリ。

シノタイ 新二設ケタル番屋及ビ義経神社アリ、二月中旬ヨリ八月中旬マデ番人一名「アイヌ」ニ附添ヒ出張シテ漁業ヲナス。

門別 門別川口ノ東ニ会所・旅宿所・板蔵茅蔵作業小家・稼方居小家・鍛冶小屋・厩及ビ辨天社アリ、寛ヲ以テ山水ヲ引き飲料ニ供ス。川筋ノ「アイヌ」ハヲサツナイ十一戸、クツタル六戸。

波恵・慶能舞 此両川板橋ヲ架ス。

賀張 土橋アリ、川筋ニ「アイヌ」十八戸居住。

フクモミ 番家アリ、春夏ノ候番人一名「アイヌ」ニ差添ヒ来リテ漁業ヲナス。

厚別 場所境ニテ新冠ヨリ船ヲ出シ沙流ノ「アイヌ」渡守ヲナス、鮭魚少シ、川筋ノ「アイヌ」ハボンユク十二戸、ピウ四戸。

当場所ノ産物ハ熊胆・熊皮・干鰯・干鮫・干鮑・魚油・煎海草・鯨・鷲羽・椎茸ニシテ一ヶ年ノ産額凡五百石トス。「アイヌ」ハ二百三十六戸、千十三人アリ、戸口多ク産物之シキヲ以テ生計容易ナラズ。故ニ又夏ハ三石・浦河両場所ニ出稼シテ昆布ヲ採り、秋ハ勇払場所千才ニ赴キテ鮭ヲ漁ス。

#### 新冠場所

厚別 渡船ノ事前ニ記ス。休所アリ、出張番屋アリ、二月中旬ヨリ八月中旬マデ番人一名「アイヌ」ニ差添ヒ出張シテ漁業ヲナス。川筋ノ「アイヌ」ハヲサツナイ四戸、受乞六戸、リビラ六戸。

新冠 新冠川ノ西ニ会所・旅宿所・辨天社・板庫物置小屋・厩・井等アリ、会所ノ裏ニ畑ヲ設ケ蔬菜ヲ作ル。該川ハ鮭多シ、川筋ノ「アイヌ」ハ、タカエサラ十五戸、ソリハラエ十戸、姉去四戸、サトツチャ六戸、アクマフ八戸、カツクミ四戸、シユネナイ八戸。当場所ハ「アイヌ」七十二戸、三百一十九人ニシテ、漁船ハ会所附二艘、蝦夷舟六十艘、産物ハ昆布・煎海菜・干鰯・干鮫・干鮓・椎茸・「アツシ」・楊縄・熊胆・熊皮ニテ一ヶ年總額凡六百石トス。産物少ナキヲ以テ生計宜シカラズ。故ニ又、夏ハ静内、秋ハ勇払場所ニ出稼セリ。

#### 静内場所

染退川筋 渡船ナリ、鮭夥シク溯上ス。川筋ノ「アイヌ」ハシンフツ五戸、下ケ方七戸、目名太一戸、ヘツウトル六戸、遠伝五戸、タブコサン七戸、碧葉六戸、市父七戸、フフルエカ三戸、幕別五戸、ノヤチャリ九戸、ヲフシユンケナイ二戸。マウタシヤフ 「アイヌ」二戸。

ウセナイ 番家は休所及ビ厩アリ。人馬繼立場ナルが故ニ番人二名常在ス。有良 「アイヌ」四戸。

捫別 「アイヌ」十一戸アリ船渡ナリ、鱒鮭共ニ昇ルコト少ナシ。川筋シトカブ二四戸、ヌプトロヌマナイ二六戸ノ「アイヌ」アリ。

チノミ 番家及ビ「アイヌ」八戸アリ、毎年四月ヨリ八月マデ番人一名「アイヌ」ニ差添イ出張シテ漁業ヲナス。静内 会所・辨天社・板蔵・茅蔵及ビ「アイヌ」七戸アリ井ヲ設ク。ラシユツベ 「アイヌ」十一戸。

ヲアトシマ 番家アリ、漁業チノミニ同ジ。

布辻 此処ニ新冠出張番家アリ、夏来リテ昆布ヲ取ル。川ニ土橋ヲ架ス。鮭ノ溯ルコト少し、川筋「アイヌ」三戸アリ。当場所産物ハ鮭・干鮭・干鮫・干鮓・魚油・昆布・海菜・熊胆・熊皮ニシテ一ヶ年總額凡二千石トス。其外雜魚少ナカラザレドモ搾粕トナスニ足ラズ。「アイヌ」ハ惣計百二十三戸、五百五十四人ニシテ蝦夷舟七十艘アリ、其生計容易ナリ。

#### 三石場所

ペンユトカリ 沙流「アイヌ」ノ出張番屋アリ、昆布ヲ採ル。

テコシ 番家アリ、四月ヨリ七月末迄番人一名附添イ出張シテ「アイヌ」ニ漁業ヲナサシム。

ミツイシ 会所・弁天社・旅宿所・板蔵・厩アリ。

三石川筋 船渡ナリ、川筋ノ「アイヌ」ハ辺訪十一戸、シヤリシヤマ五戸、イマニケ四戸、ルベシユベ三戸、ヌブシエ十戸。ウラリ 番屋アリ、漁事テコシニ同ジ。

免舞 渡船アリ。川ニ鮭多シ、川筋ノ「アイヌ」ハタブコブ五戸、モクラウシ一戸、ウエンネチ四戸、クト五戸、シヨナイ三戸。当場所「アイヌ」惣数六十戸二百七十一人、漁船会所附三艘、蝦夷舟四十二艘アリ。産物ハ干鰯・干鮭・干鮓・干鮫・煎海菜・魚

油・鮭・椎茸・昆布・熊胆・熊皮ニシテ一ヶ年總額凡千石トス。「アイヌ」ノ生計宜シ。

#### 浦河場所

オニウシ 三石境ニシテ土橋ヲ架ス。山上ニ新道ヲ開ク。

イカリウシ 番家アリ、毎歲四月ヨリ八月迄番人一名「アイヌ」ヲ伴ヒ来リテ漁業ヲナス。

此処又沙流出張番家アリテ昆布ヲ取ル。

浦河(今ノ元浦河) 昼休所アリ、船ヲ以テ渡ス、鮭多シ。川筋ヌンヘトウ三戸、フレトウ四戸、ウエンコタン二戸、ヤトリ五戸、トウルケシ三戸、ケナシトママツ三戸、姉茶四戸、イカベツ八戸、野深九戸ノ「アイヌ」アリ。

シリエト 沙流「アイヌ」ノ出張小家アリ。

エブイ 土橋ヲ架ス。是ヨリチヤンコツ迄新道ヲ通ズ。

井寒台 番家アリ、魚事イカリウシニ同ジ。

向別 船渡ナリ。川筋シシリトナイニ「アイヌ」九戸。

トマリ(今ノ浦河) 会所・弁天社・稻荷社・旅宿所・板蔵・井・厩アリ。会所ノ東北ニ畑ヲ墾シ、蔬菜ヲ作ル。

ウロコベツ チヌミ 共々假板橋ヲ架シ、新道ヲ開ク。

ヘシホケ 自分稼小家六軒アリ、新道ヲ通ズ。

チキサブ 假板橋ヲ架ケ新道五町ヲ開ク。

シリエンルム 番家アリ漁事イカリウシニ同ジ。假板橋アリ。

幌別 船渡ナリ。昼休所アリ、鮭多シ。川筋ノ「アイヌ」ハマツリシメナ三戸、ペケレメナ八戸、ハラトウ四戸。  
ウトマンベツ 浦河・様似両場所境界ノ紛議久シク絶エザリシガ、文化六年九月、此処へ境標ヲ建ツ。但シ幌別川迄ハ様似場所ニテ永久取扱ウコトト定ム。

当所ノ産物ハ干鱈・干鮫・干鮭・煎海草・干鮑・魚油・昆布・椎茸ニシテ一ケ年凡千七百石トス。「アイヌ」ハ六十五戸三百七十四人、漁船ハ会所附三艘、蝦夷舟四十一艘アリ、鮭多キヲ以テ「アイヌ」ノ食糧ニ窮スルコトナシ。  
様似場所

ウトマンベツ 番家アリ番人一名差添イ四月ヨリ八月マデ「アイヌ」ヲシテ漁業ヲサシム。  
ウンベツ 土橋ヲ架ス、川筋ボンベツニ「アイヌ」三戸。

様似 会所・観音堂・船玉社・稻荷社・等瀨院・幕吏詰合・居宅・雇医師居宅・板庫・茅蔵・酒造蔵・漁方居小家・漁方雇十人・梶室・米搗場・厩・井等アリ。会所ノ南北ニテ所ニ木砲台ヲ設ケ、東北ニ蔬菜畑アリ、又水車ヲ設ケ

オンフケウシ 此処ヨリ様似新道ニ入り、山中コトニ小休所アリ。  
様似川筋 船渡ナリ。川尻ニテ電網ヲ以テ鮭ヲ漁ス。川筋ヲコタヌシ四戸、ヲサラツケ四戸、「アイヌ」アリ。

幌満川 番家アリ、引越縁方助ナルモノ住居シテ渡守ヲナス。  
ニカンベツ 元幌泉領ナリシガ、享和二年此川ヲ以テ様似・幌泉ノ境トナス。土橋ヲ架シ修繕ノ費用ハ両場所ノ持トス。  
当場所「アイヌ」ハ僅ニ二十六戸百二十九人ニ過キズ。産物多ク、且秋ハ幌別川入会ニテ食料ノ鮭ヲ漁シ、生計容易ナリ。場所ノ所産ハ干鱈・干鮑・昆布・海蘊・網紋鮑・魚油・鮫等ニテ一ケ年凡二千石トス。

幌泉場所  
笛舞 小休所アリ。  
アベヤキ 土橋ヲ架ス。

幌泉 会所・弁天社・住吉社・旅宿所・板蔵・茅蔵・荒物置小家・大工細工小家・厩アリ、野菜ハ二ヶ所ニ作ル。支配人以下番人マデ十二名、此外会所漁方雇人十三名。

コルフル 土橋ヲ架ス。是ヨリ猿留山道ニ入ル。猿留山道ハアブチニ昼休所アリ東猿留ニ出ズ。但シ冬ヨリ翌春二月迄ハ雪深クシ

テ通行シ難キヲ以テ海岸ヲ往来ス。海岸ノ方ハ左ノ如シ。

オタベツ 小休所アリ。

エンルムヌブカ 漁小屋ニヶ所アリ、会所・直稼場ナリ。

油駒 昆布取小家アリ。

テシユケブ 昆布取小家アリ。

小越 昆布取小家アリ。

庶野 番家アリ、広尾場所（十勝）ノ「アイヌ」年々入稼キシテ昆布ヲ採取ス。

猿留 通行・旅宿所及と板蔵・茅蔵アリ。

ピタタヌンケブ 板橋ヲ架ス。修繕ハ幌泉・広尾両場所隔年持トス。

当場所産物ハ鱈・鮑・鮫・海蘊・昆布・鮭・鮑・赤魚・鮑・椎茸・鰯尾等ニテ松前藩ノ頃ヨリ享和元年迄ハ年々凡三千石、其後ハ三四千石、文化二年ハ昆布四千五百石其他魚類、海藻凡四百五十石ヲ産出ス。「アイヌ」ノ數ハ四十五戸百七十七人ニシテ、産物ノ饒多ナルニ比シ戸口稀少ナルヲ以テ、松前藩ノ頃ヨリ和人稼ヲ許シ、此人員目下五六百人ニ達ス。又広尾場所「アイヌ」ニ庶野ノ漁業ヲ任せ、且広尾ヨリ年々「アイヌ」三十人ヲ無賃ニテ借入タリ。

×

×

このような概況を通して見ると、幕府は道路・橋梁を設け、産業を奨励したので諸事大いに面目を改めた。

また前述の文化九年幕府の直捌をやめて、再び入札を以て場所を請負わした結果、その請負人と運上金は左の通りである。

| 場 | 使 | 運         | 上 | 金 | 請  | 負   | 人    |
|---|---|-----------|---|---|----|-----|------|
| 沙 | 流 | 三百二十兩三分   |   |   | 福山 | 東屋  | 甚右衛門 |
| 新 | 冠 | 百八十五兩     |   |   | 箱館 | 浜田屋 | 龜吉   |
| 静 | 内 | 六百七十三兩と五分 |   |   | 福山 | 阿部屋 | 伝次   |
| 三 | 石 | 四百八十九兩三分  |   |   | 箱館 | 松坂屋 | 六右衛門 |
| 浦 | 河 | 九百八十八兩二分  |   |   | 福山 | 萬屋  | 羽右衛門 |
| 様 | 似 | 四百二十兩二分   |   |   | 福山 | 萬屋  | 嘉右衛門 |
| 幌 | 泉 | 九百八十五兩    |   |   | 箱館 | 鳴屋  | 佐次兵衛 |

備考 三石運上金六百八十一兩一分 箱館若狭屋庄兵衛と記録される一書あり

この時幌泉請負人は庶野の漁業を見込み、十勝請負人もまたこれを見込んだので紛きゆうを生じたが、文化十一年和談が整い庶野浜を十勝請負人に貸与し、その報酬として猿留番屋を十勝に引受けさせ、国境を確定しかつ十勝の「アイヌ」を賃金を以て借りることとした。

× × 鮭は文化の頃様似川で曳網を用いた。浦河・静内二郡はその産額が最も多かったが、海漁の盛んになるにつれて幌泉郡の収獲が全国第一位となった。

蝶は文化の頃様似・幌泉において搾粕に製造した以外はその産出を見なかった。

さらに当時代の享和・文化期の日高各場所の面影は次の諸書が残している。ここに蝦夷道中記の内容のみを示し他は書名のみにとどめる。

蝦夷道中記(享和元年歲次辛酉)

四月念二日発館船七月七日帰着 磯谷 則吉著

○サルル 旅宿所あり

楠木沢 サルルよりホロイツミの間、新道を開きし良名つけしと見えて色々の名品あり、委しく記さず。

サルルより六里廿六丁新山まで

○斐泉 会所あり

詰所 佐藤茂平衛 広原 久作

支配人 吉右衛門

夷家外に

長 パウキマツチ 脇 ザルモノ 小 ドワイクシテ

ホロマンベツ 此所より新山屋あり

オトブニ ホロマンベツより此の辺を海岸道大難所なり「李白岩」と云あり

フウヤシユマ 石川あり、?ブヤク、マレシユマなるベシ  
ヤウトル

ホロイツミより七里八丁

○遮馬荷 会所あり

詰合 和田玄太夫

支配人

此所四五町山の手に越年小屋あり、在住の妻子ここに住す、又傍に水車、酒造場などあり。

イクマンベツ 六七戸

ホロベツ 舟渡し、五六戸

シレンル

○浦川 ムクベツ 会所あり

詰合

支配人

夷家五十余戸

長 ウムシランケ 脇エサアイノ 小 シツドン ヤイネリ キルラン

産物 昆布

イカanta

シレド

ウラカワ 舟渡し

チンマツフ 舟渡し

ニドシ 舟渡し

ウラカワより五里半

○ニツ石 会所あり

詰合 北企市勘右衛門

支配人

夷家凡十四戸

乙名 脇 小

ベシトウ

トウシベツ 舟渡し

スツナイ 番家あり、夷家五六戸

ウセナイ 舟渡しあり

ヲウリ

○ニイカッブ 川あり舟渡し 会所あり

詰合

支配人

夷家凡十四五戸

長 ラルカセ 脇 小 ヤイモシ

産物 昆布

セブ

カキネシユマ

アツベツ 舟渡し

○サルモンベツ 会所あり

詰合

支配人 左 惣次

夷家凡十七八戸

乙名 脇 小

此所と新屋野原也

サル川 舟渡し、此間巷里半余、新山道拍林あり。

二十里八丁

武口川 舟渡し

武川 舟渡し

○勇武津 此所より箱館迄別に記す

道法凡三百九十八里余 五十一泊

また箱館江帰着

享和元年秋七月於筥館旅宿記

以上原文のまま

その他の文献

文化二年頃の東蝦夷地道中記並雜記(全)

文化三年松前下蝦夷地紀行 山崎 半蔵著

文化四年蝦夷開闢 渋江きんまさ著

文化六年蝦夷日記(一名高麗鱗平蝦夷休名附)

箱館より根室に至る旅行記 高麗 鱗平著

なお「東蝦夷地より国後へ陸地道中絵図」(中は文化六年檜山隆福氏の筆になったものだが、日高国の各会所の絵図は当時の実況を知る上で好箇の資料である。

後松前藩時代(自一八二一 至一八五四)  
自文政四 至安政元

蝦夷(松前)奉行の経営二十三年の成果は著しく蝦夷地を更生させ、ことにロシアとの問題も解決を見て事態が一応平穩に復し、

幕府は財政的にも直轄の必要がなくなったため、文政四年十二月松前奉行を廃し、再び全蝦夷地を松前藩に還付して支配させた。時は第十四代松前章広の頃で、日高の各場所が松前藩の所領として復活したのである。この頃の場所請負は次の通りである。

| 場所    | 請負年        | 運上金    | 請負人     |
|-------|------------|--------|---------|
| 沙流    | 文政五年より十ヶ年季 | 二百両    | 山田屋文右衛門 |
| 新冠    | 文政二年より六ヶ年季 | 百十両    | 浜田屋佐次兵衛 |
| 静内、浦河 | 文政二年より七ヶ年季 | 千四百八両と | 萬屋 専右衛門 |
| 様似    | 文政二年より六ヶ年季 | 永百文    | 栖原屋虎五郎  |
| 三石    | 文政二年より六ヶ年季 | 三百両    | 高田屋金兵衛  |
| 幌泉    | 文政二年より七ヶ年季 | 八百八両   |         |

その後、各請負人は変更することなく継続したが、ただ幌泉場所のみ箱館福島屋嘉七の請負となった。しかも福島屋は十勝場所を兼ねた関係から毎年十勝の「アイヌ」を右の各地に出稼ぎにやった。また、松前氏領となると、その藩士櫻庭某なるものが浦河領・様似領の管理に当たった。文政・天保の頃の日高の海は異変があった。文政六年にはえりも町沖合にラッコ捕獲の外国船の出没がはじまり、年を逐うてその数を増したことであり、天保二年（一八三二）には高田屋嘉兵衛の舎弟幌泉場所請負人金兵衛が様似沖合で二艘の露船と戦合せをして密貿易の嫌疑をうけている。このことにより天保四年幕府からすべての物件を没収され、その身は江戸追放、淡路閉居の処分をうけ、一転して高田屋は没落の悲運を見た。三石小学校前に嘉兵衛翁の碑が建っている。松前藩は防備の一環として様似に藩吏を在勤させ、浦河以東を支配させるため様似勤番を定めたのは弘化元年（一八四四）のことである。

ちなみに三石以西は勇払勤番に属した。以来様似の警衛は頭役一騎、徒士一人、足輕五人、在住足輕二十五人にして百匁砲一門、五十目一挺、十匁二挺、五匁五挺、手鎗十五筋の勤番士卒を備え、別に医師一名を置き、毎年交代で警備事務並に諸般の取締りを行った。この頃の漁業は次第に発達し、各所に漁場も多くなり、鹿もまた繁殖して産物となった。

なお鰯・鮑・鯨の釣漁はその起源は古いがその後衰退して、嘉永・安政の頃は殆んどなくなってしまった。けれども明治に入ってから再び産出した。

ともあれ、この時代の松前藩政は姑息なもので、旧態依然として昔日のその如く、せつかく幕府時代に進んだ拓殖も衰え、防備もまた不十分なものであった。藩政の頹廃はいよいよ濃厚さを加え、アイヌ達に対する搾取は少しも改めなかった。

ことに、末期におよんでは対外問題がやかましく、ロシアとの間に樺太の問題が起り、またアメリカとは安政元年日米和親条約を結んで、寛永以来の鎖国の鉄則は破られ、ついに開国を余儀なくされてしまった。箱館港が世界各国と我が国との外交の場所として、急に重要視されるようになったのはこの時からである。

嘉永三年に至つていよいよ幕府が北辺警備の必要から、松前藩に命じ本格的な築城をさせたのもこの時代の反映で、安政元年に福山城の竣工を見た。

なお、ここは明治元年の箱館戦争の際防衛の基となった。その上、昭和二十四年の火災で天守閣は焼失し、大手門のみしか残さなくなった。

その後再建の聲が高まり、昭和三十六年その城跡に工費約六千万円を投じて復元するに至り、重要文化財として指定されている。さて、文政四年から安政に至るこの三十余年は、何かしら騒然とした時の動きを覚えてならない時代であった。

こうした多端な時代の状況は、松前藩をして蝦夷地を任せることができず、本道の大部分は再び幕府の手で治めることになったのである。時に安政二年二月である。

#### 後幕府直轄時代（自一八五五 至一八六七） （自安政二 至慶応三）

文政六年八月にえりも町沖合に外国船が見えて以来それらの外国船の出没するものが次第に数を増したが、その多くはラッコ船・捕鯨船であった。こうした事情がまた幕府直轄へと拍車をかけることになった。

維新前件名別北海道累年譜稿の第四輯に、「安政元年申寅、六月二十六日幕府箱館奉行を置き竹内保徳を之に補す。松前藩主崇広に箱館地方五里を上知せしめ奉行所管とす。十月箱館地方を松前藩より収め奉行政庁を開く」とある。

これは松前の小藩を以てしては場所の守備も不十分で、漁場の衰退を来たすのみであったからであろう。加えて外国船の蝦夷地近海の出没が激増し、国防の必要が一層痛感された。福山の築城もその現れであった。そして神奈川条約とロシアの樺太占領はついに幕府をして箱館奉行の設置となり幕府直轄と推進していった。

即ち安政元年正月、米国の使節ペリーが開国の回答を求めて再び浦賀に入港したので、幕府はついに神奈川において和親条約を結

び、下田・箱館の二港を開くにいたったが、安政二年箱館開港後における幕府は、福山附近を松前藩領とし東西の蝦夷地のすべてはこれを幕府の領地として箱館奉行が管轄することにし、警衛・収納・アイヌ撫育のすべてを一任し、奥羽の六藩（仙台・秋田・南部・会津・庄内・津軽）に分領して防衛せしめた。

この年には松浦武四郎が日高の山中をくまなく踏査している。彼の東蝦夷日記はその成果であって、日高に関するものが三冊ある。さて、当代日高の警衛取締りについて、箱館行は安政三年様に調役・同下役・同心・足輕各一名を在勤させ、その他数ヶ所に吏員を配して管理させた。

なお蝦夷地警衛は箱館奉行の指揮下にあつて働く前記奥羽諸藩の兵力に求められたが、安政六年日高は仙台藩の警衛となった。ここに当時の日高各場所の概況を蝦夷大鑑（写本）によって知ることとする。

蝦夷大鑑 安政元年

東西並北蝦夷の建物・戸口・産物・運上金高・漁家数・各場所受負人名等を明記す。

（原文のまま）

幌泉受負人

運上金六百八両

函館内瀬町

福島屋嘉七

（杉浦嘉七と同じ）

一、会所 壹軒 人別百二人

一、通行家 三軒

一、番家 四軒

一、産物

去丑年出高（註 嘉永六年癸丑）

鮭 貳百石目程 鹿肉

昆布 三千貳百八十石目程

布海苔 八十石目程

鱧×粕 三十石目程

鱈 近年皆無の由

干鹿肉・鹿皮

一、漁小家 百三十貳軒

一、馬 百貳匹

一、厨 貳ヶ所

一、船 九十艘

内、函含船六艘、漁船八十四艘

様似受負人

運上金千四十八両壹分永百文 松前横町

萬屋嘉右衛門

一、会所 壹軒 人別百七十四人

一、勤番 壹軒

一、通行家 壹軒

一、産物

去丑年出高

鱧×粕 三百貳十石目程

鮭 三百五十石目程

鱧

煎海岸 三百五十斤

昆布 貳千四百石目程

鹿皮・狐皮・熊皮・獺皮

一、漁小家 四十五軒

一、寺 等澍院

一、船 五十六艘 函合船 六艘  
 一、馬 六十七匹 漁船 五十艘  
 一、厩 壹ヶ所

浦川受負人

運上金千四十八兩 松前横町 萬屋専左衛門

一、会所 壹軒 人別四百三十式人

一、通行家 壹軒

一、番家 三軒

一、産物

鮭 五百十石目程 鹿皮

鰯 六百三十石目程 鱈

煎海胤 五百七十斤

昆布 四千式十石目程

狐皮・獺皮・熊皮

一、船 百三艘 漁船 四十四艘  
 エゾ船 五十九艘

一、漁小家 五十六軒

一、馬 六十匹

一、厩 壹ヶ所

三石受負人

運上金三百十兩 函館内瀬町 小林屋重吉

一、会所 壹軒 人別貳百十六人

一、通行家 壹軒

一、産物

去丑年出高

鮭 三百石目程 御軽物

(註 目方の軽いもの)

鰯・鮭 百五十石目程 鹿皮

煎海胤 十式目斤直七十五斤

昆布 千百石目程 鹿肉

一、漁小家 式十六軒

一、船 九十九艘 漁船 五十五艘

内訳 エゾ船 三十六艘

函合船 八艘

七十匹

一、馬 七十匹  
 一、厩 貳ヶ所

新冠受負人

運上金百五十兩 函館内瀬町 浜田屋佐次兵衛

一、会所 壹軒 人別三百七十六人

一、通行家 壹軒

一、産物

去丑年出高

鮭 九百石目程 御軽物

鰯・鮭 七百十九石目程

煎海胤 八斗・斤二直・式百斤

- 昆布 百貳十三石目程
- 鹿皮・熊皮・狐皮・獺皮
- 一、魚小家 十一軒
- 一、船 二十二艘
- 内訳 図合船 六艘
- 蝦夷船 七艘
- 漁船 九艘
- 一、馬 七十八匹
- 一、厩 壹ヶ所
- 沙流受負人
- 運上金貳百両
- 山田屋文右衛門
- 一、会所 壹軒 人別千百十六人
- 一、番家 壹軒
- 一、通行家 壹軒
- 一、産物
- 鯛 八百石目程 鱈船鮮鮭
- 煎海胆 貳百八十斤
- 昆布 四百三十石目程
- 鹿皮・熊皮・獺皮・厚朴(註朴)
- 一、船 六十六艘
- 内訳 漁船 四十艘
- 蝦夷船 十九艘
- 図合船 七艘
- 一、漁小家 八軒

- 一、馬 八十匹
- 一、厩 壹ヶ所
- なお、当時の和船の種類・大きさ・積載量・乗組員数・各水産物の標準重量なども明らかにされている。
- さらに東蝦夷地場所請取申口 安政二年
- (各場所の地理・産物・路程・戸口・気候等の調査書)
- 蝦夷行程記 下(東部) 安政三年丙辰冬十一月発兌
- 阿部喜任(将翁) 著
- 松浦武四郎校

盛岡よりエトロフ迄東蝦夷地道中記 村田 宗吉著  
 (南部藩において蝦夷地に陣屋取立のため同行した大工小頭であった著者の道中記 安政丙辰之歲)  
 蝦夷松前一円図(全) 安政六年己未歲  
 東西蝦夷山川地理取調図 松浦武四郎著  
 安政己未歲臘月吉辰

(武四郎の案内土人併地名取調土人名簿には日高各領の土人全部がのっている)  
 蝦夷客中日記 文久二年 今泉 宣徳著  
 などに記録されていることを通して、安政の昔の日高を考えて見ることができる。

次に、万延二年辛酉二月は東西蝦夷地請負場所の年季が明けたので、さらに継年季として成年(文久二)より辰年(慶応四)まで、七ヶ年間請負を請願したところ許可となったので、請負人一同から冥加(營業許可の納税として金持)として、米三千俵を五ヶ年間に献納することを願出たが、その割合は左の通りであった。  
 今東地に関するものを挙げると、  
 金百五十両、此米四十七俵七分三厘

新冠請負人 浜田屋佐次兵衛

金千四十八兩と永六百匁、此米三百三十三俵六分三厘

静内・浦河・様似請負人 萬屋専左衛門

金四百五十兩、此米百四十三俵一分八厘

沙流・勇弘請負人

山田屋文右衛門

金六百八兩、此米百九十三俵四分五厘

幌泉請負人 杉浦 嘉七

金三百十兩、此米九十八俵六分三厘

三石請負人 小林屋重吉

以上は東地の日高に関するもののみ列記したが、これに虻田・釧路・有株・山越内・絵鞆を加えると、東地の合計は金三千五百七十一兩と永六百匁で、此米千百三十六俵二分二厘となり、これに対し西地は各請負割合は省略するが、合計金五千八百五十七兩三分、此米千八百六十二俵七分六厘で、東西合計金九千四百二十八兩三分と永六百匁、此米二千九百九十九俵九分八厘であった。そして金百兩に付三十一俵八分二厘七毛の割であった。

以上の冥加は、継年季のため請負人等の負担する一斑に過ぎないが、幕末の内外多事の際には、ややもすると請負人に課する御用金を以てした。慶応の初め、幕府が出兵して長防を追撃した時は、請負人等に諭すに軍防費献金の事を以てしている。従って請負人は多少にかかわらず皆献金して、軍費に充てることを望んだ。なお慶応二年、蝦夷地の開拓費に充当するため、別反冥加として献金するようにと達が出されている。請負人の負担は運上金のほか概ねこのようなものであった。

#### 附 記

慶応三年十一月、箱館奉行所は請負人の長防軍費献金に対し、これを賞してそれぞれ恩典を与えている。一例を挙げると、伊達林右衛門は、其身より七代帯刀御免、銀十五枚賞賜  
山田文右衛門は、其身より五代苗字、三代帯刀、銀十枚  
小林重吉は、孫代迄苗字、銀五枚

### (北海道漁業志稿)

## 2 漁業の成育

### (1) 秋味の群

江戸時代に於ける鮭漁業は、河川が主体であつて沿海で漁獲するようになったのは、建網漁業が発達した文化の頃からである。しかも漁獲は松前地に少なく、蝦夷地は遙かに多かった。ことに鮭(通称秋味)は天興の貴重な食資源として、往時のアイヌにとっては冬季間の主要な食料となり、彼等はシエベ(最高の食物)又はカムイチエツプ(神の魚)と呼んだ。そして彼等が和人と交易する場合、最も尊重した財宝であると同時に重要な提供品であった。それ故、鮭漁の豊凶はアイヌの生活を左右するほど依存度が高かった。

けれども、幸いなるかな凶漁は殆ど稀で、毎年多量の鮭の群が生れ故郷の河川を慕ってさかのぼるその数は見事な程多く、河中に棒を立てても倒れなかつたと今もなお日高の河川の豊かな鮭漁が語り草となっている。

そこでアイヌはこれを求めて、たたき棒、やす(マレック)、鉈を振り、或は草木・小石などで川中で鮭をせきとめて僅かに開かれた口から遡って来るのを捕える「うらい」をつくるなど、極めて幼稚な、しかも彼等独特の原始的な漁法を以て、たちまち自家用として必要な漁獲を収めることができたから、彼等はただ自然の恩恵に甘んじて安易な生活になれ、従って彼等による鮭・鱒漁業の発達には殆んど見られなかった。発達のそれはもっぱら和人の苦心と努力の蓄積によって推進されたものである。

和人による鮭・鱒漁業が、やや盛んになったのは寛文から享保にかけての年間で、この期に鮭曳網漁業が始められ、しかも場所請負人が大きな役割を果たしたためである。

ともあれ、元来アイヌ部落の河川の漁業権というのは相互にかなり厳密に規定されていたものであったが、和人の大規模な曳網漁業が進出したことによって鮭漁業の主導権はついに和人に掌握されてしまったのである。このことが実は寛文九年の蝦夷の反乱を誘導した間接的な原因であつたことも知らねばならない。

さて日高における江戸時代の鮭漁業の開発はやや遅れ、記録を辿ると、天明四年(一七八四)の東遊記に産地として「シャウヤ(庶野)三石、サルこの川にいずれも鮭漁多し」と見えており、天保年間(一八三〇—一八四三)の請負人の届書には三石・浦河各三百石、様似二百五十石と天保期の漁獲高が誌されている。

また、万延元年（一八六〇）の諸産物諸用留（二）によると、浦河・横似・静内・幌泉が各一、五〇〇石とあり、いづれも従前の漁獲高と比較して増加を知ることができると。

## (2) 昆布採取

北海道の昆布の主産地は東海岸で、特に亀田から内浦湾にかけて多量に産出された。

アイヌは昆布を採取しては食用としたが、彼等にとつてはあまり重要な食物ではなかった。しかし和人が蝦夷地に移住すると、昆布を大量に採取してはこれを食用にしたり、その大部分を内地へ販売するようになって、はじめて昆布業の発達を見るようになった。しかしその発達には他の漁業に比べて非常に緩慢であった。

昆布は種類により形状・長短・厚薄・濃淡および性質を異にし名称も数多いが、日高国のそれは三石昆布で明治以前は本昆布と呼ばれた。巾は広い所は二、三寸、長さ三、四尺一丈五、六尺で中心に條があり、暗緑色で質は厚く、塩気少く甘味がある。三石郡を起源とするが、浦河・横似にも同種のを産するので古来三場所と言った。静内・幌泉にも産出した。その他猫足昆布（別名耳昆布）も産するが、日高の昆布は茎根が猫足をなし葉は厚い。

また、日高昆布の地域的な分布状況を見ると、十勝広尾から日高静内までが一区域をなし、その間えりも岬辺りが最も広く最も繁茂している処である。

日高の沿岸は海岸にせまる崖が大半をしめ暗礁が一带に分布し、昆布がこれを蔽うていていづれも水際近くから沖出五六百間におよんでいる。しかもその最も茂っているところは百間一三百間の所にあり、その深さは一・二尋から三・四尋までが普通であつて五・六尋を極度とする。

この地方の昆布の質は、えりも岬の左右幌泉・広尾の二郡を以て最良のものとする。

その丈は長く、色は漆黒で咬味が強く永く貯蔵に耐える。しかるに横似・浦河地方にいたるに従つてその丈が次第に短くなり、色も茶褐色で味が甘く、長切昆布に製しても価格は遥かに幌泉地方のものに劣る。

採取期節は昔は概ね短かく、夏は土用入より秋彼岸までのおよそ七十日間とした。これは採取者はたいして他の漁事を兼業するたためであつて、地方またはその年により多少の差はあつた。

次に江戸時代の昆布業の推移について見るに、寛文期に日高でアイヌとの昆布の交易が行われている記録があるから、日高地方も

松前藩政期には生産地として昆布業に一役買っていたことがわかる。昆布は採取して乾燥し結束するのであるが、享保年間浦河地方で行われた方法として、北海道漁業志要に次のように誌されている。

「日光に乾し、日没後少しく夜露を蒙らしめ、昆布の折れざるを度とし、これを木台に載せ、小刀又は鉈にて切り、貫目五貫目に結い立て一駄とする」と、

寛政期に入ると始めて鎌を用いて切斷した。

さて、採取には、和人もアイヌも特別の昆布採取具を用いずに手で取ったが、蝦夷行記に「昆布を取ることいと心安き業にて海底より茹取る」と誌されているところを見ると、元文期の頃は鎌のような採取具も用いられたように思われる。ちなみにこの頃は海中にもぐつて茹取ったとも言われる。

文化期にいたつて昆布の商況に關し、函館奉行の記録の中に、

一、三石昆布 直段 砂金拾兩此の錢六貫匁に付目形八拾五貫匁位

場所売付小判壹兩に付目形百貳拾貫匁位

但、東蝦夷地ミツイシ、ウラカハ、シヤマニ、ホロイヅミ、アッケシ、シヅナイ郡で三石と称え、一把四貫五百匁瓦とす。  
の記事がある。

買入昆布の種類は需要の増加に伴い漸く奥地生産のものも輸出することになり、日高・十勝・釧路地方におよんだ。

寛政七年には産額は四千石に上り、文化二年には二千石に減じたが、六年には再び三千石となり、十年になつて二千石という経過をたどっている。

なお前記事保年間の結束法は嘉永期になると、夜露で濡めすことをやめて細雨にあてるか、さもなくば箒をもつて潮水を濯ぎかけから箒で覆うて、湿気が一通り行きわたつた頃を見計らつて結束したということである。その後次第に改良されていった。

昆布業の目覚ましい発達は、前松前藩政期の安永期（一七七二―一七八〇）以降からである。このことは、東蝦夷奥地における場所請負人の積極的な開発によるところが大きい。

また一時東蝦夷地を幕府が支配して直捌を行つた際も、幕府は請負人に劣らない強力な開発政策を行つたことなどによる。

昆布業の發達の状況を生産地の拡大という点から見ると、前松前藩政期の後半には、生産地は内浦湾から日高・十勝・釧路場所へと拡大した。次は天明八年の産地別昆布採取高である。

天明8年  
産地別 昆布採取高

| 産地         | 採取高   |
|------------|-------|
| 別冠内河似泉勝路在円 | 200石  |
| 幌沙流新       | 1,500 |
| 静内石        | 1,500 |
| 浦河         | 1,500 |
| 様似         | 600   |
| 幌泉         | 4,500 |
| 十勝         | 2,000 |
| 釧路         | 2,500 |
| 箱館         | 4,000 |
| 茅部         |       |

なお後松前藩政期の天保の資料によると、従来の生産地であった箱館近傍茅部地方に変わって日高は産出高において首位を占めている。

また文久三年の昆布採取高を左記するが、他地方と比較してその産出額の大きいことを知りうる。さらに前掲の天明期の資料と比べると、三石場所は例外として日高地方および東蝦夷の奥地で非常に増加を示めている。

文久三年  
東蝦夷地 昆布採取高

| 産地                       | 採取高                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 冠内河似石泉流田捉路弘内後勝株老頼岸(不明)合計 | 18石<br>1,870<br>2,693<br>2,073<br>1,222<br>13,005<br>502<br>225<br>8<br>5,564<br>3<br>48<br>295<br>4,266<br>300<br>75<br>281<br>7,653<br>19<br>40,120 |

後松前藩政期から後幕府直轄期にかけて昆布業として特記すべきなのは、採取技術と投石の問題である。前者は相当に進歩して新しい方法が採用され、採取具は地方により用いる所を異にした。

天保八年(一八三七)浦河場所において、熊谷某が鋸刃の鎌を使用しこれが各地に普及するようになった。しかし、その後鎌を有害なりとして捻棒・二又棒(まつか)の使用が多くなった。いづれも海中に入れてかきまわし、昆布をまきつけて徐々にひねりとり、引揚げるといふ採取具であった。

後者については、江戸時代の養殖は極めて粗放的に行なわれ、大部分は天然に発したものをそのまま採取していたに過ぎないが、末期に至って海中に投石して、人工的に昆布礁を作って昆布の発生をはかり、その収穫を増す方法が発明された。つまり昆布は風土・潮水の適当な海中では岩石を投入するだけでよく発生するものである。これは昆布の胞子が潮流に従って漂流するが、附着する物体がないため、従来発生しなかったものが、はじめて附着する物体を得て發育するからである。

この投石事業は、日高の沙流場所の請負人山田文右衛門によって創められた。

### (3) 創意不滅の投石

漁業の米歴において、特筆すべきは沙流場所請負人山田文右衛門の昆布場開設である。

元来、日高国沿海は底質岩石に乏しく昆布の繁生が甚だ稀であることを見て文右衛門はこれを憂い、万延元年(一八六〇)近山より岩石百個を切出し一個毎に棕櫚繩を縛り、深淺に応じて沙流の海に投げ所々に浮子をつけ他日の目標とした。六ヶ月を経て試みにこれを引揚げたところ、潮垢が附着し昆布根を宿していたので再び投入し、満十二ヶ月に至ってこれを引揚げ検査するにいいお繁茂する様子なので、早速この方法を数ヶ所に施したのである。

文久二年(一八六二)六月のことである。文右衛門は自分の漁場の沙流勇弘九郡を巡視するに当って沙流郡字「ホロナイ」の海浜を経過した際、たまたま摺鉢の四五寸位の碎片に昆布が八九本生立っているのを認めたので、直ちに馬から下りてこれを熟視し、始めて昆布は天然の礁石だけに生育するものでなく、人力によって海中に岩石を投じても繁殖の可能であることを確信して、明年から投石法を行うことを決意し、その夜は会所に休泊し、翌日アイヌと以前からの雇人を率いて東西を踏査し字「サルプト」の川口で堅質の石があるのを発見し、明年三月を期して投石することを決め、雇人に命じて石積舟五艘の建造の準備をさせ十月になって函館に帰った。

文久三年二月函館から石工十二名を送り、五艘の舟に投石を積み、西勇弘境字フィバブ崎より東新冠境迄の間沖四丁一五丁沿海の深淺を測り、五尋より六尋を度として処々に投入するその石数二万七千個、その後請負中継続して毎年長さ一尺五寸より二尺巾、厚

さ一尺より一尺四寸の石、数万個を海中に投げ入れた。結果は見事の中、慶応元年（一八六五）には良好な昆布二百石、文右衛門始め一同喜び五駄をつくり函館奉行所を通して幕府に献納、翌二年三百八十石、三年に五百六十石、明治元年には七百石と収穫は激増した。

かくて沙流に昆布を産するのは、概ね文右衛門の賜であると云われ、濫獲を続けて繁殖を怠る漁業者中に卓越してこの事業を行ったその功績は実に偉大といふべきである。

明治十四年九月、文右衛門は篤行寄特の故をもって左大臣熾仁親王より賞詞を賜わった。

X

この方法は、その後各地で行われるようになった。文久の昔のこの創意が今もお漁業協同組合の事業として行われている。もちろんこのように極めて原始的な方法に過ぎないけれども、こうした対策によって資源を獲得するばかりでなく、人工的に水産資源の増殖を図ったということは水産業においておそらく昆布業が最初であって、日本産業史上注目し値するものであった。

その他昆布の発生、繁殖に都合のよいように天然の岩礁から害草類を除去したであろうことは想像に難くない。

#### (4) いわし漁

播磨期に於ける日高のいわし漁を次の一文から考えることとする。

#### 沙流場所

「日高国の沙流場所の山田屋の広い番屋前には箱館に発つ押送船の荷積で賑わっている。筵包みの干鰯・干鰯・俵詰めのきんこ・魚油・魚粕や椎茸・熊の胆などの荷にまじって、引きあげて行くヤン衆の身の廻りの品が、つぎつぎに積みこまれる。」

この三百石積みの帆船が恵山の方に消えて行くと、ほどなくいわし曳網の漁夫達がやってくる。蝦夷地の長い冬が去り、山野に一時に花ひらくころ、沙流場所は、しばしの静寂につつまれる。いわしの群が来るまでの端境

沙流場所ではこの端境いに豊漁祈願を兼ねた祭を執行する。弁財天神の祭りだ……<sup>(略)</sup>

いわしの漁期はいわしの種類によって違うが同種のものでも地方によって後先がある。

今各地において言われる春・夏・秋と三種に分けてその期節を挙げると、日高地方は夏いわしの一期があるだけで漁期が最も短い。

沙流が六・一・九・三〇、浦河が六・一・五・九・三〇とされている。夏いわし初期はばかいわしが群来し、終期は平子（七星）丸いわしの交群である。

X

「勇払・沙流の両場所がいわし曳網で栄えるようになったのは、文化末年からであるが、それが終ると秋の鮭漁までは稼ぎの業も少なくなる。」

勇払場所などは嘉永六年には八千石のいわしを漁獲しており、鮭の漁獲も二千石と記録しているが、沙流の豊度はそれ程でない。それに豊漁は毎年続くと限らない。これは漁業のもつ宿命だ。

（漁民伝 蝦夷模様）

いわし漁場として南方勇払地方の沿岸の地勢は頗る平坦広潤であるから本道一であるが、東方日高に進むに従って狭小となり、ことに沙流郡以東になると丘陵が海に迫り沿岸に狭隘の砂浜を余すに過ぎないし、海中に暗礁が多い。特に様似以東は山岳が直ちに海に迫っているので殆んど良漁場がない。

天保年間の旧記の中にいわしの出産高を誌したものがあつたが、これによつても収穫が地勢に左右されていることが明らかであらう。

勇払（二万五千石）

浦河（二百石）

様似（百五十石）

## 三 風土に生育

日高の農業は次のような自然的条件の上に生長して来たものである。

河畔の低原は多くは壤土もしくは砂質壤土に属し地味は肥沃であるが、下流の地には往々砂土または泥炭地が見られる。国の西部は以前火山灰をもって覆はれていたから低原には今もなお灰砂のある所があるけれども、おおかたは洪水によって洗い流され、その上に多少の土砂が沈積して沃土となっている。

この点からすれば日高の農作適地は実は河畔にあると言わざるを得ない。丘陵高原は概ね埴土であつて、国の西部にあつては火山灰に被われている。その厚さは沙流郡はおよそ一尺、新冠郡はおよそ五寸、静内郡はおよそ三寸、元浦河附近にいたつて一寸となり、その上部に火山灰の分解して腐植質を混じえた黒色砂質壤土があつてその厚さは平均約四、五寸で、概して地味は良好ではない。それ故丘陵高原の一部は農耕を営むこともできないことはないが、一般の考え方からすれば牧場に適すと云うべきである。